

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年6月19日（平成30年（行情）諮問第268号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第474号）

事件名：執務参考資料（消費税関係事務）に係る決裁参考文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1及び文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月26日付け東局総総8-692により東京国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書、意見書の訂正及び資料の内容は省略する。）。

（1）趣旨（原文ママ）

下記（2）の理由に記載したとおり、東京国税局課税第二部法人税課・消費税課作成の「執務参考資料（消費税関係事務）（平成29年7月）の4 消費税還付申告法人の管理等」の【様式20】（消費税還付申告の内容についてのお尋ね）及び【様式21】（消費税還付申告の内容についてのお尋ね）に係る行政指導文書は、消費税の還付保留の対象とされた法人に対して、申告審理又は署内行政指導（署内本人情報収集）をもって消費税還付申告の自発的見直し要請を電話や書面照会により行うものであって、その書面照会の方法の一つとして当該様式20又は様式21により納税義務者に対して消費税還付申告の自発的見直し要請を行うものである。

したがって、当該様式20又は様式21は調査ではなく、行政指導として行うものであって、その実施をする場合の内容につき不開示とする理由は認められず、また、仮に不開示とする理由があるとしても、「様

式 20」又は「様式 21」の記載部分も不開示とする理由又は必要性があるとは到底考えられないものと認められる。

また、下記(2)の理由アにおいて述べたとおり、当初、当該様式 20 又は様式 21 に関する東京国税局課税第二部法人課税課特定係（東京国税局総務部総務課特定係の特定個人 A 氏を通じての回答）は、次の経緯によるものであった。

ア 当該様式 20 又は様式 21 は執務参考資料に存在するも、その法人課税部門職員に対する指示文書（どのような場合に当該様式 20 又は様式 21 を使用して照会するのかどうか）自体は存在せず、会議において、口頭で事務連絡していると、

イ その後、その指示連絡に係る文書について情報公開請求すると、その指示連絡文書自体も存在しないと、

ウ その後、会議における指示連絡につき文書が作成されていないのはあり得ない旨主張すると、最後は、当該法人課税部門職員に対する指示文書は、書面照会調査に係る部分に記載されており、具体的な調査手法に関わる部分であるため開示することはできないと、

以上のとおり、その回答がことごとく変遷し、その回答自体が信用できないばかりか、虚偽回答ではないかと疑義が生じたものである。

仮に、当該様式 20 又は様式 21 に関する法人課税部門職員に対する指示文書（どのような場合に当該様式 20 又は様式 21 を使用して照会するのかどうか）が調査に関わる照会文書という理由で当該指示文書が不開示であるとしても、「様式 20」又は「様式 21」の表示部分も不開示とする理由は認められないものと考えられる。

(2) 理由（原文ママ）

ア 本件審査請求に至った経緯について

執務参考資料の「消費税還付申告の内容に関するお尋ね」に関する様式 20 又は様式 21 については、次のイに記載したとおり、特定税務署長の行政文書とする「消費税還付申告の内容に関するお尋ね」については、当該執務参考資料の様式 20 又は様式 21 とは異なる内容の文書であることから、本件情報公開文書を入手したものであるが、次のとおり、当該文書「消費税還付申告の内容に関するお尋ね」に関する様式 20 及び様式 21 に係る東京国税局管内の各税務署の法人課税部門職員に対する指導文書（どのような場合に当該様式 20 又は様式 21 を使用するのか、その指導文書の存在及びその指導文書が行政指導文書であるにも関わらず、その「様式 20 又は様式 21」を表示する部分までも不開示とする理由がないものと認められることから、審査請求に及んだものである。

(ア) 当初、東京国税局課税第二部法人課税課は、当該様式 20 又は様

式21は執務参考資料に存在するも、その指導文書自体は存在せず、会議において、口頭で事務連絡している。

(イ) 上記アのことから、その指示連絡文書を情報公開するよう要求したところ、その事務連絡に係る文書は存在しないとの回答であった。

(ウ) そこで、本件執務参考資料の平成27年から平成29年に係る起案文書の情報公開請求したところ、当該様式20又は様式21は、平成28年においては「様式17又は様式18」であり、その改定が行われていることから、その変更内容を開示請求したところ、その起案文書に添付された「決裁参考」のみで、実際に変更した箇所を示す文書は存在しないという回答であった。

(エ) そこで、決裁文書に改定した箇所の表示もない決裁文書があり得るのかと問いただしたところ、本件通知書のとおり、調査に係る「照会文書」に記載されており、本件通知書の不開示部分となっている旨の回答であった。

(オ) しかしながら、本件「様式20又は様式21」は、行政指導文書であり、消費税還付申告の内容（その消費税の還付申告に添付した別表に記載された金額）について、その内容を法人課税部門職員が審査したところ疑義が生じたので、その計算内容について再度審査する必要があるため、その消費税の計算過程のわかる書類の提出を行政指導によるものとしてその申告納税義務者である法人に要請したものである。

a 特定税務署の「消費税還付申告の内容のお尋ね」については、消費税法施行規則22条2項の趣旨（平成23年改正趣旨）を逸脱した行政指導といわざるを得ない。

b 特定税務署の「消費税還付申告の内容のお尋ね」については、東京国税局課税第二部法人課税課の承諾なしに、特定税務署長独自に改定した文書であることが、特定税務署特定部門特定統括国税調査官の回答で判明している。

イ 消費税の還付申告の還付理由に関する事務手続について

(ア) 法人税課税事務提要第5章第8節「還付理由の解明に関する事務」の1「調査等の要費等の判定」において、消費税の還付処理の保留の対象となった法人については、不正還付防止の観点から、個々の事案の実情に応じて、段階的な接触を的確に実施し還付理由等の解明を行うこととされ、先ず申告審理、署内行政指導（署内本人情報収集）、署内調査（要更正処理等（還付保留））、実地調査の順に的確に実施することとされています。

(イ) 上記（ア）を受けて、東京国税局課税第二部法人税課・消費税課作成の「執務参考資料（消費税関係事務）（平成29年7月）の4

消費税還付申告法人の管理等」の（６）「還付処理の保留に関する事務区分について」において、消費税還付申告法人のうち、還付処理の保留の対象となった法人については、不正還付の未然防止の観点から、申告審理に基づき、個々の事案に応じて、申告審理、署内行政指導（署内本人情報収集）、署内調査（要更正処理等（還付保留））、実地調査の順に的確に実施することとされています。

a 申告審理については、消費税の還付申告に関する明細書（法人用）、決算書及び勘定科目内訳書並びに部内資料等から納税義務者に接触せずに還付理由等の説明を実施することとされ、法令の適用誤りや計算誤り等が思料される場合については、署内行政指導（自発的見直し要請）として電話や書面照会により自発的な見直しを要請することとされています。

b 署内行政指導（署内本人情報収集）については、電話や書面照会により、還付理由の確認に必要な基礎的な情報の自発的な提供を要請することとされ、その結果、法令の適用誤りや計算誤り等が思料される場合については、署内行政指導（自発的見直し要請）として電話や書面照会により自発的な見直しを要請することとされています。

（a）部分開示については、法６条（部分開示）１項において、原則として、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないこととされています。

（b）行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう（行政手続法２条２号）に該当しないものをいう。」（行政手続法２条６号）とされています。

なお、国税通則法７４条の１４（行政手続法の適用除外）２項により、国税に関する法律に基づく納税義務者の適正な実現を図るために行われる行政手続法２条６号に規定する行政指導については、同法３５条３項（行政指導に係る書面の交付）及び３６条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は適用しないこととされています。

ウ 本件審査請求に係る特定税務署長の消費税還付申告の内容のお尋ね文書について

審査請求人の関与法人に対してされた特定税務署の当該消費税還付申告の内容のお尋ねに関しては、当該提出要請に対して請求資料を提出する必要性はない旨回答したところ、当該法人に対して特定税務署特定部門特定統括国税調査官及び特定上席国税調査官の兩名による実地調査が実施されたものであるが、その結果、申告是認（申告是認通知書受領）され、申告期限から4か月後、還付加算金を付して当該消費税の還付金されたものです。

なお、特定上席国税調査官は、申告審理に当たって、当該消費税還付申告書の付表に記載された金額について、50万円超の仕入控除金額が過大である旨申し述べており、また、特定統括国税調査官においても、国税通則法の調査通達等の知識も有せず、兩名の申告審理能力及び調査官としての資質も問題と言わざるを得ない対応であった。

また、仮に、当該消費税還付申告の内容のお尋ねに係る消費税の課税・非課税・不課税の判定を行った計算書類等を徴求しても、消費税法施行規則22条2項に掲げる付表と同様程度の概算計算の域を超えることはできず（ただし、申告審理の時間短縮は可能）、実地調査を実施しない限り不正還付は把握できないのである（調査に該当する書面照会を含む。）。

更に、このような消費税の課税・非課税・不課税の判定を行った計算書類等は、消費税還付申告法人だけでなく、全ての消費税申告法人に対する申告審理に関わるものであって、申告審理に必要であるならば、消費税法の税制改正を通じてその添付書類とすべきものと認められ、消費税還付申告法人のみに対して当該消費税還付申告の内容のお尋ねにより徴求する（ただし、輸出取引関係を除きます。）のは本末転倒と言わざるを得ない。

なお、東京国税局課税第二部法人税課・消費税課作成の様式20又は様式21については、その内容につき消費税還付申告法人に対する行政指導文書としての体裁に問題はないものと認められますが、このような消費税還付申告法人に対する行政指導文書は東京国税局のみ行われているものと思料される。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、第3において、併せて「本件文書」という。）を特定し、平成29年12月26日付け東局総総8-692により、本件文書の一部には、①調査対象者を選定する過程における着眼点が具体的に記載されており、これらを公に

することにより、納税義務者のうち一部の者が着眼点を知って調査対象となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどによって、正確な事実の把握を困難にするおそれがあること、②具体的な調査手法に関する事項が記載されており、これらを公にすることにより、今後正確な事実関係を把握するための調査ができなくなるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、③具体的な行政指導に関する事項が記載されており、これらを公にすることにより、今後正確な事実関係を把握するための行政指導ができなくなるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イに該当することを不開示の理由として、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分において不開示となった部分（以下「本件不開示部分」という。）について開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

法5条6号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(1) 別紙の2の文書1の不開示部分並びに文書3の38頁ないし46頁及び49頁ないし52頁の不開示部分

処分庁は、当該不開示部分には、調査対象者を選定する過程における着眼点が具体的に記載されており、これらを公にすることにより、納税義務者のうち一部の者が着眼点を知って調査対象者となることを予測し、税額計算上の不正の手口の巧妙化を図るなどによって、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、法5条6号イの不開示情報に該当するとしている。

諮問庁において見分したところ、当該不開示部分には、国税当局が行う租税の賦課若しくは徴収に係る事務の情報として、①消費税の還付申告に係る還付保留基準、②消費税の還付審査に係る着眼点及び検討事項、③還付審査対象法人への接触方法及び判断基準が具体的に記載されている。

このうち、①及び③について公にすることにより、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者が、還付保留や実地調査等を免れるため、これらが行われる基準を下回る水準等で還付申告を行い、消費税の還付を不正に受けることを容易にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

また、②及び③について公にすることにより、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者が、実地調査等の対象とされる可能性が高

いことを予見し、当該情報を参考にして、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

(2) 別紙の2の文書3の48頁の不開示部分

処分庁は、当該不開示部分には、具体的な調査手法に関する事項が記載されており、これらを公にすることにより、今後正確な事実関係を把握するための調査ができなくなるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するとしている。

諮問庁において見分したところ、当該不開示部分には、国税当局が行う租税の賦課若しくは徴収に係る事務の情報として、消費税の不正還付の具体的な事例が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者が、当該情報を参考にして、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 別紙の2の文書3の53頁、55頁及び56頁の不開示部分

処分庁は、当該不開示部分には、具体的な行政指導に関する事項が記載されており、これらを公にすることにより、今後正確な事実関係を把握するための行政指導ができなくなるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するとしている。

諮問庁において見分したところ、当該不開示部分には、国税当局が行う租税の賦課若しくは徴収に係る事務の情報として、消費税還付申告法人に対し、電話により証ひょう等の提出を求める際の着眼点が具体的に記載されており、当該不開示情報を公にすることにより、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者が、実地調査等の対象とされる可能性が高いことを予見し、当該情報を参考にして、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、原処分の妥当性を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分については、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められるため、不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年8月6日 審査請求人から意見書の訂正を收受
- ⑥ 平成31年2月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年3月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分においては、別紙の2に掲げる5文書のうち文書2、文書4及び文書5の全部を開示する一方で、文書1及び文書3（本件対象文書）の一部（本件不開示部分）を法5条6号イに該当するとして不開示とした。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

文書1は、起案用紙及び決裁参考であり、文書3は、消費税関係事務のうち、消費税還付申告法人の管理等に関する事務手続上の留意点や参考となるべき事項が記載された部分である。

(1) 別紙の3の番号1、番号5、番号8、番号11、番号15及び番号18ないし番号20に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、消費税還付申告法人に対する接触方法を検討する上での判断基準に関する情報、調査担当部門との協議・検討項目に関する情報及び消費税還付申告法人に対する事務処理等に関する情報と認められるものの、文書1及び文書3において既に開示されている部分と同旨の又はそれらの部分から容易に推測できる情報と認められ、これを公にしても、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者において、還付保留や実地調査等を免れるため、これらが行われる基準を下回る還付申告を行うことで消費税の還付を不正に受けることを容易にするおそれがあるとは認められず、また、実地調査等の対象とされる可能性が高いことを予見し、当該情報を参考にして、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当しないから、開示すべきである。

(2) 別紙の3の番号2, 番号3及び番号14に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、国税総合管理システムによる還付申告機械チェックにおける還付保留理由の表示等に関する情報であって、これを公にしても、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者において、還付保留や実地調査等を免れるため、これらが行われる基準を下回る還付申告を行うことで消費税の還付を不正に受けることを容易にするおそれがあるとは認められず、また、実地調査等の対象とされる可能性が高いことを予見し、当該情報を参考にして、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当しないから、開示すべきである。

(3) 別紙の3の番号4及び番号9に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、還付審査対象法人の該当基準に関する一般的な情報であって、これを公にしても、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者において、還付保留や実地調査等を免れるため、これらが行われる基準を下回る還付申告を行うことで消費税の還付を不正に受けることを容易にするおそれがあるとは認められず、また、実地調査等の対象とされる可能性が高いことを予見し、当該情報を参考にして、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当しないから、開示すべきである。

(4) 別紙の3の番号6, 番号7, 番号10, 番号12, 番号13及び番号17に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、期間特例適用法人に対する接触方法の検討に当たっての還付税額の金額基準における判断方法及び還付審査において無申告等の取引先を把握した場合の報告における取引額の金額基準における判断方法に関する一般的な情報であって、これを公にしても、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者において、還付保留や実地調査等を免れるため、これらが行われる基準を下回る還付申告を行うことで消費税の還付を不正に受けることを容易にするおそれがあるとは認められず、また、実地調査等の対象とされる可能性が高いことを予見し、当該情報を参考にして、税額計算上の不正手口の巧妙化を

図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当しないから、開示すべきである。

(5) 別紙の3の番号16に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、納税者等からの問合せに対する担当部門における対応に関する一般的な情報であって、これを公にしても、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者において、還付保留や実地調査等を免れるため、これらが行われる基準を下回る還付申告を行うことで消費税の還付を不正に受けることを容易にするおそれがあるとは認められず、また、実地調査等の対象とされる可能性が高いことを予見し、当該情報を参考にして、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当しないから、開示すべきである。

(6) その余の部分について

ア 文書3の38頁及び45頁のうち、上記(2)に掲げる部分以外の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、国税総合管理システムによる還付申告機械チェックにおける還付保留基準に関する情報と認められ、これを公にすると、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者において、還付保留を免れるため、当該基準を下回る水準等での還付申告を行うことが容易となることから、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。さらに、当該基準に該当する不正還付申告を提出した法人が、還付保留された場合には、実地調査等による接触が行われることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ 文書3の39頁ないし44頁、46頁、49頁、51頁ないし53頁、55頁及び56頁のうち、上記(1)ないし(5)に掲げる部分以外の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、還付申告書を提出した法人に対する

その申告内容等に応じた接触方法等に関する具体的な情報と認められ、これを公にすると、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者において、実地調査による接触を回避するため、当該接触が行われる基準を満たさない形で還付申告を行うことが容易となることから、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。また、実地調査による接触が行われる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書3の48頁の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、国税当局が把握した不正計算の方法及びその手口に関する具体的かつ詳細な情報と認められ、これを公にすると、消費税の還付を不正に受けようとする一部の納税者において、国税当局の税務調査の着眼事項や調査手法等を予測し、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 開示を求める文書

執務参考資料（消費税関係事務）（平成29年7月）

- ① 同上に係る起案用紙，決裁参考及び表紙
- ② 同上に係る事務手続編「4 消費税還付申告法人の管理等」
- ③ 同上に係る様式編（様式20）
- ④ 同上に係る様式編（様式21）

2 処分庁が特定した文書

文書1 執務参考資料（消費税関係事務）（平成29年7月）に係る起案用紙及び決裁参考

文書2 執務参考資料（消費税関係事務）（平成29年7月）表紙

文書3 執務参考資料（消費税関係事務）（平成29年7月）事務手続編「4 消費税還付申告法人の管理等」

文書4 執務参考資料（消費税関係事務）（平成29年7月）様式編【様式20】

文書5 執務参考資料（消費税関係事務）（平成29年7月）様式編【様式21】

3 開示すべき部分

番号	対象文書	頁	開示すべき部分
1	文書1 (決裁参考)		全て
2	文書3	38	下から5行目及び4行目
3		39	2行目
4		39	17行目ないし19行目
5		40	7行目及び8行目
6		40	17行目及び18行目
7		40	24行目ないし26行目
8		42	2行目
9		42	下から11行目及び10行目
10		42	下から7行目
11		42	下から3行目ないし1行目
12		44	「定義」欄15行目及び16行目
13		44	「定義」欄19行目
14		45	18行目

1 5	文書 3	4 6	7 行目
1 6		4 6	1 7 行目及び 1 8 行目
1 7		4 6	2 7 行目及び 2 8 行目 9 文字目ないし 3 5 文字目
1 8		5 0	全て
1 9		5 5	1 行目 1 文字目ないし 3 2 文字目及び 2 行目 1 4 文字目ないし 1 9 文字目
2 0		5 6	1 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目及び 2 行目 5 文字目ないし 1 0 文字目

(注) 行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。

文字数については、句読点及び半角文字（数字・記号）も 1 文字と数え、空白部分を数えない。